



長野県告示第9号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	令和8年1月5日

医療政策課

長野県告示第10号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第11号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第12号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第13号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第14号

法務省長野地方法務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和4年11月7日から令和4年12月31日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第15号

林野庁中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量 地図情報レベル1000

2 作業期間

令和4年3月29日から令和4年11月30日まで

3 作業地域

下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村

建設政策課

長野県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び喬木村役場に備え置きます。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
諸原	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	下伊那郡喬木村			8020番2地先道	1号
		〃			8020番5	2号
		〃			8454番1	3号
		〃			8454番4	4号
		〃			8021番1	5号及び6号

砂防課

長野県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

小之入

- 2 一部について指定を解除する区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒特別区域の名称

御屋敷の沢、小別堂及び藤沢

- 2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

大沢1

- 2 一部について指定を解除する区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年1月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒特別区域の名称

日向1及び日向2

- 2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課